# 平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

## 1　予算要求事業の概要

| No. | 事業名(予算の事務事業名) | 区分 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 外郭団体経営再建事業(都市整備事務事業(まちづくり総務課)) | (新規) | 拡大 | 継続 |

| 会計区分 | 款 | 項 | 目 | 所管 |
|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 8 | 4 | 2 | 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課 |

事務事業の位置付け

| | | | |
|---|---|---|---|
| しあわせ倍増プラン2009 | 番号 | 事業名 | |
| 総合振興計画新実施計画 | 事業コード | 事業名 | |
| 根拠法令・条例・規則等 | | | |

予算要求事業の概要

**内容**

与野都市開発株式会社の経営再建を行います。

1　与野都市開発株式会社に対する債権の購入
2　与野都市開発株式会社への出資

**目的・目標**

<目的>
与野都市開発株式会社は、再開発ビルの管理運営を目的に設立された会社ですが、固定負債に対する負担が大きいことなどから、来年度以降の経営が困難な状況にあります。当該法人に対し、合理的な再生計画に基づく支援を行い、当該法人の健全化を図ります。

<目標(平成22年度末)>
与野都市開発株式会社の経営再建

**現状と課題**

<現状(平成22年11月)>
・株式会社ダイエー保有債権(約18億円)の売買について、市と同社で、停止条件付合意。
・金融機関保有債権の返済条件変更について、当該法人と金融機関で、停止条件付合意。
・さいたま市外郭団体経営改革推進委員会より、当該法人の経営改革案に関する提言書受理。

<課題>
・当該法人の臨時株主総会における再生計画関連議案の承認(当該法人の既存株主の理解)
・債権売買契約書等の各種書類の作成、登記等の事務手続き

**今後のスケジュール**

・12月下旬　ダイエーと債権売買契約締結
・１月上旬　当該法人の臨時株主総会
・１月中旬　ダイエーへの売買代金支払い⇒ダイエーから債権取得
・２月下旬　当該法人に対し第三者割当増資実施
　　取得した債権に関する当該法人との変更契約締結



## 2　補正予算要求の理由と効果

| | | |
|---|---|---|
| 要求理由 | 緊急性 | 経営再建に必要な諸手続きは今年度中に済まさなければならないものの、議案可決後の諸手続きには少なくとも２か月を要するため、12月中の予算措置が必要となります。 |
| | 実施義務 | 根拠法令等 |
| | 他市の実施状況 | 政令市：なし<br>県内他市：なし |
| 効果 | 対象者 | 与野都市開発株式会社、北与野駅周辺地域 |
| | 効果 | 当該法人の経営再建がなされ、北与野駅周辺地域の良好な都市環境の維持が図れます。 |

## 3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

| | 区分 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 平成22年度 | 当初予算 | 0 | <積算内訳> |
| | 財源内訳 | | |
| 12月補正予算 | 補正予算要求 | 1,400,000 | <積算内訳><br>1　与野都市開発株式会社に対する債権の購入費　900,000<br>2　与野都市開発株式会社への出資金　500,000 |
| | 財源内訳<br>①　一般財源 | 1,400,000 | |
| | 財政局長査定 | 1,400,000 | <査定内容><br>1　与野都市開発株式会社に対する債権の購入費　900,000<br>2　与野都市開発株式会社への出資金　500,000 |
| | 財源内訳<br>①　市債<br>②　一般財源 | 350,000<br>1,050,000 | ・市債(一般事業債　充当率　70%) |
| | <査定理由><br>与野都市開発株式会社は、再開発ビルの管理運営を目的に市が中心となって設立した会社であることから、債権者を含め関係者の方々との信頼関係を損ねることのないよう、将来確実に投資額の回収ができる範囲で、経営再建に必要な予算を認めることとし、12月補正予算に計上することとしました。 | | |
| | 市長査定 | 1,400,000 | <査定内容><br>1　与野都市開発株式会社に対する債権の購入費　900,000<br>2　与野都市開発株式会社への出資金　500,000 |
| | 財源内訳<br>①　市債<br>②　一般財源 | 350,000<br>1,050,000 | ・市債(一般事業債　充当率　70%) |
| | <査定理由><br>財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。 | | |